

令和2年8月28日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会  
会 長 川 口 貴 弘  
保険部長 前 田 貴 史

「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」

(お知らせ)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会保険部事業運営に際し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年8月26日付にて、労働基準局補償課長から各都道府県労災局長宛に標記通知を発出した旨及び周知依頼の通知がありました事を、(公社)日本柔道整復師会から案内がありましたのでお知らせ致します。別添の資料をご覧ください。

なお、この度の算定基準の一部改正は、本年9月1日以降の施術分からの適用となります。施術料金表につきましては日整から配布され次第、皆様にお届け致します。

会員の皆さまにおかれましては、労災保険の取扱いには充分にご注意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定

改定内容

- 初検時相談支援料の要件強化・引き上げ
- 整復料（骨折、脱臼）、固定料（不全骨折）、後療料（骨折、不全骨折、脱臼）の引き上げ

評価項目	現行	引き上げ額	改訂後
初検時相談支援料	100円	50円	150円
整復料（骨折、脱臼）	2,960円～ 14,000円	100円	3,060円～ 14,100円
固定料（不全骨折）	4,520円～ 11,240円	100円	4,620円～ 11,340円
後療料（骨折）	990円	30円	1,020円
後療料（不全骨折、脱臼）	840円	30円	870円

- 距離加算を往療料に振り替えて包括化

【現行】往療料2,230円、距離加算2kmごとに960円

※片道8km超の場合、一律2,880円を加算

【改定】往療料2,760円、4km超3,240円

施行日 令和2年9月1日